

正半以上十半未満 一ヶ月以内 三圓
 三半以上五半未満 一ヶ月以内 二圓
 (三) 半取賦轉歸家

出丁休給額合算合の日より計算する
 十半以上 一ヶ月以内 六十日分
 正半以上十半未満 一ヶ月以内 四十五日分
 三ヶ月以上五ヶ月未満 一ヶ月以内 三十日分
 婚本領の夫の成り給五のう

(一) 振限十二給 掛輝年當の割違掛廻を以て其の階合を
 後二給 振限五の關し賦額の特
 課丁の給本半六日給五振限の振り額のう
 此半二日十一日と實額のう並の前回長給の額を以て
 全給業員に支給するに依りて出丁休給額

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

十年以上

四圓

但し右月數は之を辭令發令の日より起算すること

(三) 定期昇給設定

日給一圓五十錢未満は一ヶ年毎に最低四錢

日給一圓五十錢以上は一ヶ年毎に最低三錢

月俸六十圓未満は一ヶ年毎に最低三圓

六十圓以上は一ヶ年毎に最低二圓

(四) 社則第十二章雜給改正の件

イ、驛宿直料は身分の別なく三十錢と一部改正のこと

ロ、乗務員列車終點驛宿泊料は一回五十錢のこと

(五) 初任給制を設定のこと但し右は経歴年齢を認められ度

(六) 事故罰金は全額之を會社負擔のこと

但し体刑の場合は服役期間中出勤と見做され度